

# 地域振興県土警察常任委員会資料

(平成29年2月23日)

- 1 第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

【地域振興課】・・・ 1ページ

- 2 鳥取県版図柄入りナンバープレートの導入について

【地域振興課】・・・ 12ページ

- 3 航空自衛隊美保基地への空中給油・輸送機（KC-46A）の配備申入れに係る  
状況について

【地域振興課】・・・別冊

- 4 マカオ・セミナーの開催について

【交通政策課】・・・ 13ページ

- 5 鳥取県東部地域公共交通網形成計画の策定について

【交通政策課】・・・ 14ページ

- 6 香港城市大学専上学院と県との連携協力に関する覚書の締結について

【教育・学術振興課】・・・ 16ページ

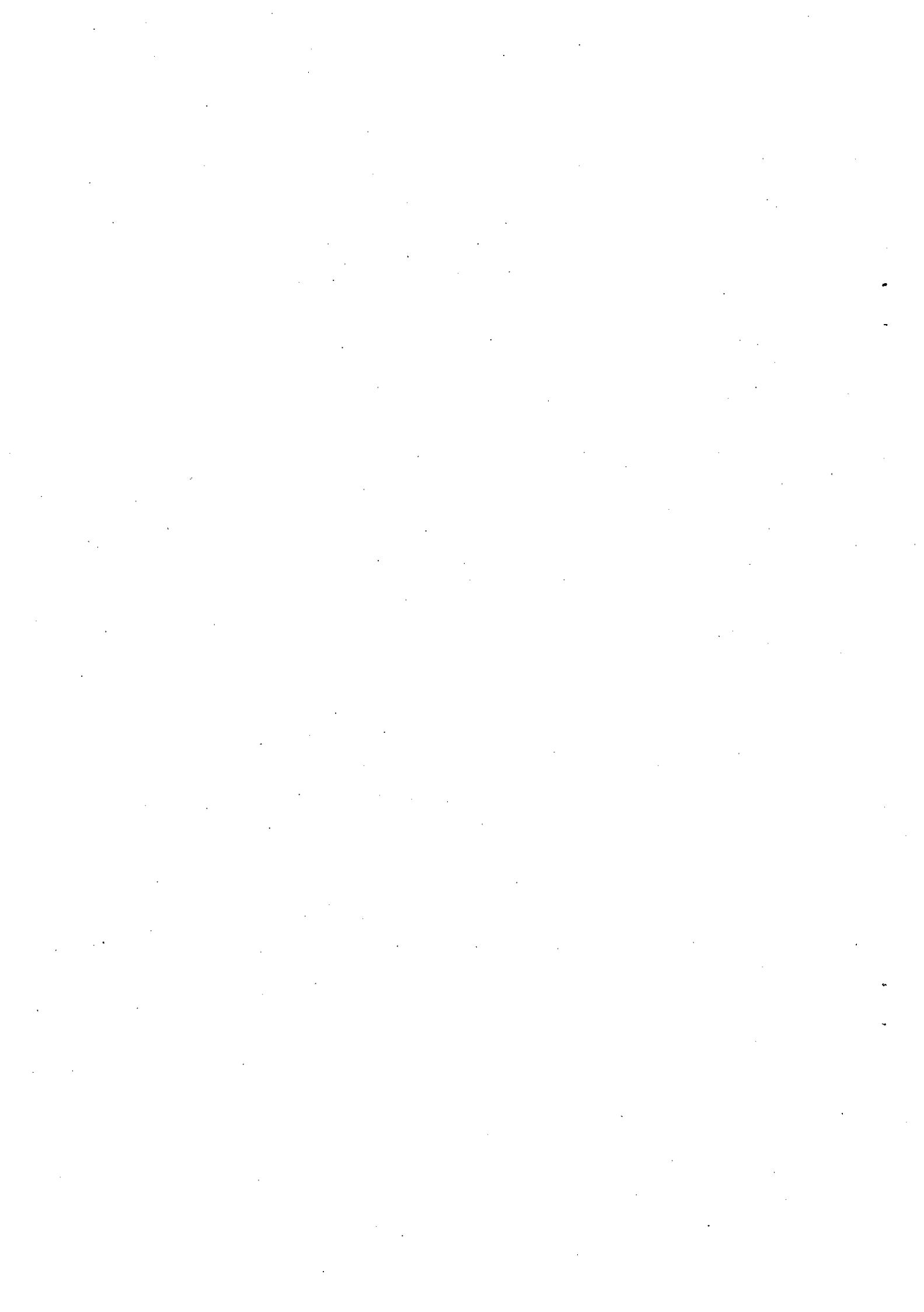
- 7 倉吉未来中心大ホールの再開について

【文化政策課】・・・ 19ページ

- 8 第72回国民体育大会冬季大会における鳥取県選手団の結果について

【スポーツ課】・・・ 21ページ

地 域 振 興 部



## 第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年2月23日  
地域振興課  
福祉立県課  
環境整備課  
教育推進課  
行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第7回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日 時 平成29年2月14日（火）午前10時30分～11時30分  
2 場 所 県庁第33会議室（第二庁舎4階）  
3 出席者 県：野川統轄監ほか関係部局長等  
市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等  
オブザーバー：大雪対応・町議会等のため東部4町は欠席

### 4 議事及び協議概要

#### （1）国事前ヒアリング結果及び今後の法定手続きについて（報告）

ア 1月25日に、総務省（中核市移行）及び厚生労働省（保健所政令市移行）に係る事前ヒアリングを終えた。中核市移行に係る市の事務執行体制や県市連携・協力体制、準備状況等を説明した結果、両省ともに特段の疑義や宿題事項なし。

〔主な国からの発言事項〕

- ・移行準備にあたっては、住民サービスの低下を招かないこと。さらに住民サービスや地域保健サービスが向上するように調整を進めていただきたい。
- ・特に住民窓口の変更等の周知・広報をお願いしたい。

#### イ 今後の地方自治法に基づく手続き

鳥取市長が、都道府県の同意を経て国へ申出、国（総務大臣）が中核市指定を行う。

〔スケジュール〕（予定）

- |           |  |
|-----------|--|
| 平成29年2月議会 | 鳥取市長が鳥取市議会へ「中核市指定の申出」の議案を提出<br>⇒鳥取市議会議決                |
| 平成29年4月   | 鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」                            |
| 平成29年6月   | 鳥取県知事が鳥取県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出<br>⇒鳥取県議会議決              |
| 平成29年7月   | 鳥取県知事が鳥取市長に「同意書」を交付                                    |
| 11月頃      | 鳥取市長が総務省に中核市指定を求める「申出」<br>中核市指定政令の閣議決定 ⇒ H30.4.1 中核市移行 |

#### （2）事務調整状況及び今後の検討スケジュールについて（説明・意見交換）

今後の主な調整事項について、調整方針や留意事項及び今後の進め方・スケジュール等を確認し、県市で円滑に事務引継を進めていくこととし、専門職員の確保、住民サービスの維持向上、窓口変更等の住民周知、災害時の救急医療対応等についての工夫などの意見交換を行った。

### 5 主な発言・意見等

- ・限られた専門人材（医師、獣医師、薬剤師、保健師）の中で、県は県、市は市で採用募集しても競合する。年齢構成や職員のキャリアアップの視点からも、移行後の県市間の人事交流を検討しているところであるが、中西部との職員水準の均衡や職員資質の維持のため、採用段階から県市間で連携を図っていきたい。
- ・災害医療等は連携が重要。中部地震や今回の大雪対応等を教訓に、透析患者の搬送など具体的に県市間での役割や連携体制を整えていくこと。連携協約で担保していくことも必要。
- ・広報や窓口変更等の周知は、形式ばった説明会等だけでなく、各種会合やイベントなどいろいろな人が集まる場で発信していくことが必要。関係業界の会合や機関紙等の活用も検討。県市でチラシを作成し広報周知を行う。
- ・移行まで1年。県内部の担当者会議にも県の声掛けで市の職員も参加して、県市で顔の見える連携、スタッフの育成に努めていきたい。

### 【添付資料】第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会配付資料

- 資料1 中核市移行に係る国事前ヒアリングの概要及び今後の法定手続きについて  
資料2 鳥取市の中核市移行に係る協議調整状況（平成29年2月）  
資料3 今後の調整事項及び検討スケジュール

資料1

中核市移行に係る国事前ヒアリングの概要及び今後の法定手続きについて

鳥取市中核市推進局・保健所準備室  
鳥取県地域振興部地域振興課

平成30年4月の中核市移行に向け、平成29年1月25日に総務省及び厚生労働省の事前ヒアリングを終えました。今後、地方自治法（以下「法」という。）に基づく中核市移行に係る手続きを進めていきます。

1 国事前ヒアリング結果（国からの主な確認内容）

○総務省（中核市移行）、厚生労働省（保健所政令市移行）ともに、特段の疑義や宿題事項なし。

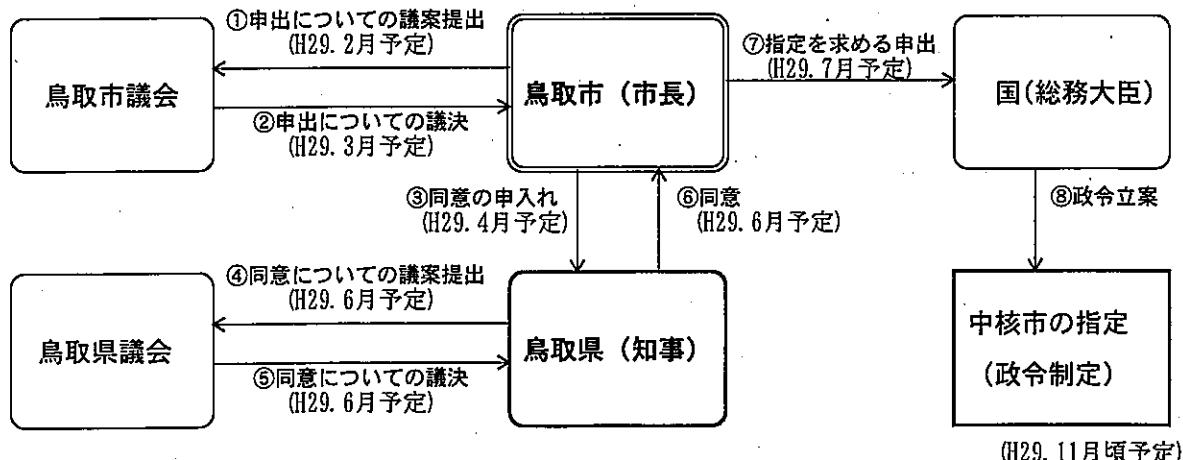
○各省庁からの要請事項は次のとおり

- ・住民サービスの低下を招かないこと、さらに住民サービス・地域保健サービスが向上するように調整を進めていただきたい。特に、住民窓口の変更等の周知・広報をお願いしたい。
- ・県から市への4町の保健所業務の委託は、広域連携の取組みの先進例としても注目されるところであり、引き続き調整を進めていただきたい。
- ・今後の中核市指定の法定手続きは、平成30年4月1日の中核市移行希望市が複数あることから、他団体とも調整しながら進めさせていただきたい。

2 今後の法定手続き（予定）

- ① H29. 2 鳥取市長が鳥取市議会へ「中核市指定の申出」の議案を提出  
⇒市議会議決(法252の24②)
- ② H29. 4 鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」(法252の24②)
- ③ H29. 6 鳥取県知事が鳥取県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出  
⇒県議会議決(法252の24③)
- ④ H29. 6 県議会議決を経て鳥取県知事が鳥取市長に「同意書」を交付(法252の24②)
- ⑤ H29. 7 鳥取市長が総務省に中核市指定を求める「申出」(法252の24①)
- ⑥ H29. 11頃 中核市指定政令の閣議決定 (H30. 4. 1 鳥取市中核市移行)

【中核市指定の流れ】



## 中核市移行に係る事前ヒアリング（総務省） 概要

1 月 日 平成29年1月25日(水) 午後2時～3時30分

2 対応者 [総務省] 自治行政局：市町村課

公務員部：給与能率推進室

3 出席者 [鳥取市] 総務部：中核市推進局、職員課

健康・子育て推進局：保健所準備室

[鳥取県] 地域振興部：地域振興課

福祉保健部：医療政策課

### 4 概 要

#### (1) 鳥取市からの概要説明

市町村合併～特例市移行、中核市移行の表明、目的、保健所設置準備（県東部4町の保健所業務の受託）、保健所施設の整備（暫定施設～駅南庁舎）、県市間の協議、人材確保・職員研修、市議会での推進決議、広報の取り組み、など

#### (2) 総務省（市町村課）の主な発言

事 項	主 な 内 容
保健所業務（東部4町）の受託、4町の理解	周辺町の保健所業務を含めて受託する例はこれまでにならない。広域連携の先進例としても注目度が高く、総務省としてもうまく進めてもらいたい。
窓口の変更	窓口の変更については、住民サービスの低下を招かないよう、住民・事業者の方への十分な周知をお願いしたい。
専門人材の確保等	中核市として独自性を築く部分もあり、県の東中西部とのバランスを統制する部分（統一性）も必要となる。少数専門職の採用にあたっては、派遣支援や人事交流を取り入れるなどして、市と県が連携してうまくやってほしい。

### 5 その他手続き関係

鳥取市の法定手続きのスケジュールは総務省の予定（夏に大臣申出、秋に政令公布）どおりであり、計画どおり円滑に進めていきたい。

平成30年4月1日の中核市移行希望市が複数あるため、中核市指定申出の時期は、本年夏頃の同時期とするなどの調整をさせてほしい。

## 中核市移行に係る事前ヒアリング（厚生労働省） 概要

1 月 日 平成29年1月25日(水) 午後4時00分～4時50分

2 対応者 [厚生労働省] 健康局：健康課地域保健室・保健指導室

3 出席者 [鳥取市] 健康・子育て推進局：保健所準備室

総務部：中核市推進局

[鳥取県] 地域振興部：地域振興課

福祉保健部：医療政策課

### 4 概 要

#### (1) 鳥取市からの概要説明

保健所の体制整備の基本方針、政令市施行に係る今後のスケジュール、調整した作業項目とそのスケジュール、施設等の整備計画、組織見直しの概要、職員の配置計画、県内の保健所の配置状況、移譲事務の概要 など

#### (2) 厚生労働省の主な発言

事 項	主 な 内 容
住民サービスの維持向上	地域保健サービスを低下させないこと、さらに良くなる方向で進めていただくようお願いしたい。
専門職員の確保及び人事交流	他県の中核市でも専門職の確保が難しいと聞いている。大学等への募集や要請、窓口を広げることも必要。
災害対応における県市の連携	広域的な災害の場合、県と市の連携が必要。

## 資料2

### 鳥取市の中核市移行に係る協議調整状況(平成29年2月)

鳥取市中核市推進局  
鳥取県地域振興部地域振興課

#### <基本方針>

これまで1市4町1箇所で行ってきた県保健所のサービスの維持、医師等の専門人材の確保や資機材等の整備などのコスト面等からも、住民サービスの低下をさせないことを前提とした円滑な事務の移管・移譲、県から市への事務委託の協議を進める。

#### 1 これまでの経過

##### 平成26年6月10日 鳥取市長が中核市移行を表明

中核市は、当該市の意思に基づき、都道府県の合意を得て、国が政令立案、決定することとされている。また、保健所は地域保健法第5条により、都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市が設置することとされている。

##### 平成26年6月24日 鳥取市長から知事へ鳥取市の中核市移行に向けた協力要請

(市長) 市への移管事務の調査、人材支援、4町との調整に係る県の協力を依頼  
(知事) 市長の中核市移行の決意に敬意を表し、県から保健所事務をはじめ多くの権限が移管されることから県としても協力することを表明。4町をオブザーバーに継続的に検討を行う場を設置することを提案。

↓

##### 東部圏域の実情を踏まえ、県・市が連携して対処できる体制を確保

↓

##### 平成26年8月4日～鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会を設置(県・市/4町はオブザーバー)

平成28年8月まで6回の協議会を開催。円滑な事務移譲と協力体制等について協議を重ね、中核市移行の法定手続きに向けた準備を進めているところ。

県から市への移譲事務及び4町への委託事務項目を調整決定し、事務内容の確認、財政影響額の試算、人事・組織体制等の検討、広報の実施などの協議を重ねてきた。

第6回(28.8.30開催)では、平成29年1月に予定される国(総務省、厚労省)のヒアリングに向け、県と市でこれまでに協議調整した事項を、それぞれのヒアリング項目に沿って確認し、引き続き県・市で調整をしながら個別具体的な項目を詰めていくこととした。また、東部4町住民や関係団体等への説明会の開催、周知広報を適期に、ニーズに応じてきめ細かに実施していくことを確認した。

##### 平成27年3月19日～鳥取県東部の保健所のあり方検討会を設置(県・4町/市はオブザーバー)

同年7月まで4回開催。住民サービスの維持を前提に、県の東部圏域の保健所業務を市へ委託する案で調整を進めることについて4町の了解を得、県・市協議会に報告。

○現状の県の保健所のサービス水準を維持するため、県東部保健所のあり方を検討。  
○東部4町分の保健所業務については、鳥取市に移管する事務と同じ範囲の事務を市に委託する案で検討調整を進めることとし、事務執行体制等について協議を進めることとした。

## 2 鳥取市中核市移行に向けた調整状況（移行予定日：平成30年4月1日）

### （1）移管・移譲・委託する事務（H28.11.1現在）

法令上、中核市の権能のため、県から市へ移譲する法定移譲事務のほか、住民サービスの視点から、関連して市で事務を行う方が効果的・効率的な知事権限の事務を条例移譲により移譲する方向で、県・市の事務レベルで調整を行った。

また、中核市移行により設置が義務づけられる保健所事務については、これまでどおり東部圏域一体的に処理できるよう、県から市へ委託する。

【分野別移譲事務数及び主な事務項目】

分野	移譲（委託）事務数	主な事務
民生行政	623 (285)	身体障害者手帳の交付・障がい認定、障がい者支援施設等の指定・指導監査、母子父子寡婦福祉資金の貸付、民生委員の定数の決定・研修・指導、幼保連携型認定こども園の設置認可・指導監査 など
保健衛生行政	1,361 (1,364)	保健所の設置、診療所・薬局等の開設届受理・立入検査、飲食店の営業等の許可・監視指導、旅館業・興行場・公衆浴場の営業許可・立入検査、理容所・美容所・クリーニング所の開設届受理・立入検査、感染症対策、精神保健福祉相談、小児慢性特定疾病児童等に対する療育相談・支援、狂犬病予防対策・犬猫の収容 など
環境行政	419 (410)	一般廃棄物・産業廃棄物処理施設設置の許可・立入検査、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可・立入検査、浄化槽の設置等の届出の受理、大気汚染状況の常時監視・公表、ダイオキシン類特定施設の設置の届出受理 など
都市計画行政	112 (0)	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、屋外広告物業の登録 など
文教行政	27 (0)	県費負担教職員の研修、重要文化財に関する現状変更等の許可、文化財の保存状況等に関する報告聴取 など
その他	49 (33)	食品表示に係る事業者立入検査 など
合 計	2,591 (2,092)	

※移譲（委託）事務数には、法定移譲事務（1,697事務）に関連して任意に移譲する事務（894事務）を含む。

※下段（）は県から市へ委託する4町区域の事務。

※保健衛生行政で市への移譲事務数より委託事務数の方が多いのは、特例市権限で現在市において実施

ている事務（4町分は県実施）について、中核市移行に併せて、県から市へ委託を行うものを含むため。

※H28.11.1現在で県・市の事務レベルで調整した項目であり、今後の法改正等により変更となる場合あり。

## (2) 移行後の体制整備

### 組織・人員体制（基本方針）

中核市移行後においては、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様に行えるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。

#### ① 市の組織体制（国事前ヒアリング説明時点）

- ア 県本庁からの移管・移譲事務等は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。
- イ 県東部福祉保健事務所及び県東部生活環境事務所の保健所業務は、市が新設する（仮称）鳥取市保健所で、現在の業務を引き継ぐことを基本とする。
- ウ 組織機構及び事務分掌の詳細は、市民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。

#### ② 市の職員体制（国事前ヒアリング説明時点）

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

H30年4月移行時（市） 約75名（正職員）を増員配置

（市はH30.4までに約25名確保する。県から約50名を職員派遣。）

※平成30年4月以降は、市は所要人数の確保に向け、職員の年齢構成等に配慮し

つつ職員採用を行うとともに、当該採用分に係る県職員の派遣者数を減員する。

#### ③ 職員の人材確保（国事前ヒアリング説明時点）

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。 ※住民サービス低下とならないことが大原則

※医師、獣医師、薬剤師など採用の難しい少数職種の専門人材の確保。

※東・中・西部の3圏域間の保健所業務の平準化及び住民サービスの維持向上並びに県・市双方の専門職の人材育成の観点から、市において所要職員人数を確保した後も、県市間で専門職の人事交流を実施する。

#### ④ 円滑な事務移管のための職員研修等（国事前ヒアリング説明時点）

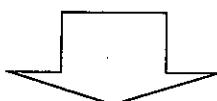
保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び県東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

※平成29年度は県東部福祉保健事務所、県東部生活環境事務所に市職員（保健師、事務職等）を研修派遣による受入れを行う。

併せて、短期の研修受入れ・業務引継については、これまでどおり隨時対応。

#### ⑤ 広域的な緊急時の対応（災害医療・健康危機管理・原発など）（国事前ヒアリング説明時点）

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県（本庁、倉吉・米子保健所）と連携して、医療救護等の対応にあたる。



今後も引き続き、県市間で、平成30年4月の鳥取市の組織・人員体制の整備に向けた調整や、専門人材の育成確保のための県市間の人事交流等、長期的な視点で調整検討を進めていく。

○専門職員の計画採用、人事交流等による研修・スキルアップ

○市職員の県事務所等への派遣研修（長期、短期、随时受入れ）

○市職員が県（現地等）での検査立会、訓練や会議などに随时参加。

### (3) 施設・設備等

#### ① 保健所施設

(仮称)鳥取市保健所は、市の新庁舎完成後に市駅南庁舎に設置される予定。

なお、鳥取市の中核市移行（平成30年4月）からそれまでの間は暫定的に下記施設に設置される予定。

部 門	現行（～H30.3月）	暫定期間（H30.4～H32.3）	本格稼働（H32.4～）
福祉保健部門	東部福祉保健事務所（江津）	さざんか会館及び駅南庁舎	駅南庁舎
生活環境部門	東部生活環境事務所（立川）	県東部庁舎（立川）	

※暫定期間は、市が県東部庁舎（現東部生活環境事務所部分）を賃貸。

#### ② 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設（環境下水道部内）や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託する。

#### ③ 犬の抑留等施設

犬管理所（松並町3丁目）及びその施設内の備品等については、県から市へ譲渡する。

#### ④ 試験・検査備品等

##### ・大気測定局、不法投棄監視カメラシステム

現在の観測地において、引き続き市が使用。（県への行政財産使用許可、備品譲渡を予定）

##### ・検査機器（血液検査用遠心分離機など）、業務関連備品（医療救護対策支部用備品など）

県から市へ譲渡、貸与

##### ・事務什器（事務机・椅子・ロッカー等）、災害医療・健康危機管理・原子力災害等に対応するための備蓄物品（医薬品を含む）

県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）

### (4) 住民等への周知・広報

#### ① 市の取組

市の中核市移行に関しては、都市制度の概要及び保健所の設置などについての広報に取り組んでおり、中核市移行の気運の醸成にも努めている。

今後も様々な機会を通じて、中核市移行の準備状況に応じた広報・情報提供等を行う。

##### ア 「ミニのぼり旗」による広報

市役所窓口及び金融機関（一部：県東部管内）の本店・支店などの窓口に設置

##### イ 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催

（市民・市職員等約350名参加）

〔日時〕 平成28年11月24日（木） 〔会場〕 鳥取市民会館

〔内容〕 ○ 基調講演 「中核市移行と地方の未来」

講師：一橋大学副学長辻琢磨氏

○ パネルディスカッション 「中核市移行とまちの将来像」

##### ウ その他継続して取り組んでいる広報等

###### （ア）住民説明、関係機関・団体等への広報

地域づくり懇談会（地区公民館単位の座談会）、関係機関・各種団体等への概要説明など。

各種基準制定（＝例規整備）等に関することや、窓口・手続き変更等に関することなどについて、関係団体等への説明会や意見交換会を継続して行う。

- (イ) パンフレットの作成・配布
- (ウ) とっとり市報  
特集記事のほか、毎月「中核市お知らせコーナー」を掲載。
- (エ) 鳥取市公式ウェブサイト
- (オ) ケーブルテレビ等による広報  
市長出演、静止画によりお知らせ  
日本海テレビ「鳥取市政の窓」～(仮題)鳥取市は中核市へ～(H29.3.20放映予定)
- (カ) 懸垂幕による広報(→市役所:第二庁舎へ設置)
- (キ) モニター(画像放映)による広報(→駅南庁舎等の待合所にて放映)

## ② 県・4町の取組

### ア HP、広報紙等での広報

県ホームページにおいて、市との協議状況、東部圏域における保健所のあり方等についての情報発信を行っているほか、東部地区4町のホームページや広報紙において、適宜、保健所事務の委託等についての周知、広報を行っている。(各町広報紙のH28.9月号、10月号、12月号において、集中的な広報を実施。)

### イ 住民説明会の実施等

東部地区4町において、保健所業務の委託に係る住民説明会を県主催により開催した。

県から、東部圏域の保健所のあり方の検討を踏まえた4町の保健所業務の市への委託と主な保健所業務について、市から保健所設置に向けた準備状況について説明し、質疑応答と意見交換を行った。

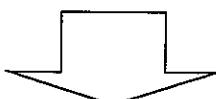
#### 【住民説明会開催概要】

地域	日 時	会 場	参加者数
岩美町	10月24日(月) 午後7時から午後8時	岩美町役場 大会議室	48名
若桜町	10月29日(土) 午後1時30分から2時30分	若桜町公民館 集会室	22名
智頭町	10月25日(火) 午後7時から午後8時	智頭町保健医療福祉総合センター ほのぼの ひだまりホール	20名
八頭町	10月15日(土) 午後1時30分から2時30分	郡家保健センター 研修室	19名

※参加者には、住民、町議会議員、福祉・生活衛生関係団体等関係者を含む。

### ウ 関係団体等への説明

関係団体からの要請等に応じ、各種会議等へ県及び市の担当者が出席し、中核市移行に向けた検討の経過、調整状況等について隨時説明を行っている。



今後も引き続き、県市4町が協力し、要請に応じ住民や関係団体等に対して、説明の場を持つとともに、引き続き広報紙やホームページ等各種媒体を活用して、準備状況の周知・広報を行っていく。

- 住民説明会の開催(市、4町)
- 関係事業者・団体等への説明
- 広報(市報・町報・県政だより、ケーブルテレビ、TV・新聞など)
- 対象者・事業者等への案内・通知

## 今後の調整事項及び検討スケジュール

鳥取市中核市推進局  
鳥取県地域振興部地域振興課

## 1 今後の調整事項と調整方針等

調整事項	調整方針・進め方	留意事項
事務引継	・年間を通じて、業務の特性に応じ、事務引継(訓練や研修参加等を含む)を実施。	・法改正等による追加事務等の把握と円滑な引継。 ・年度をまたぐ許認可事務等の処理方法を調整し、関係事業者等への事前周知を徹底する。
予算編成・費用負担等	・他の中核市(他府県)の例も参考し、権限移譲交付金や委託経費について具体協議・調整を実施。(H30当初予算要求目途)	・住民サービスを維持継続するため、県市で効果的効率的な事務執行に取り組む。
例規・附属機関等の整備	・市の条例制定等に向け、県市間で基準等の摺り合わせを行い条例案等を作成。 ・県・市間の水準維持や効果的効率的な事務執行を行うため、審議会の共同設置等の可否など併せて検討を行う。(H29.12月議会目途)	・県内の他圏域とのサービスに差異が生じないよう取扱いや基準等の調整を行う。 ・同種の事務執行について、県市間で連携共同執行等の検討を併せて実施する。
施設・設備・備品(電算システム)	・県から市への譲渡や貸付け等により対応する方向で具体的な手続きを進める。	・県市間で調整し、二重投資を避け、既存施設や資機材、備品の有効活用し無駄なく事務処理体制を整備する。
災害発生時の危機管理対応	・東部圏域の医療救護体制、感染症等の健康危機管理対応、災害時の広域対応など計画マニュアルの改定整備を行うとともに訓練実施を行う。	・不測の事態を想定し、従前どおりの危機管理対応ができるよう体制整備する。
住民サービスの維持・向上の取組	・連携協約案、事務委託規約案等の作成などの具体調整を進める。 ・窓口変更(30年度以降の県の相談窓口を含む)の案内や住民周知を県、市、4町で連携協力して実施。	・30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる仕組みを構築する。
組織体制・人員体制	・各課の事務執行体制(配置人員、専門職員の配置等)について、個々の事務分掌なども考慮しながら調整を進める。	・30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる体制を整備する。
人材確保・職員研修	・平成30年度以降の市の職員体制(県から市への職員派遣含む)について、職種や職責、年齢構成等も考慮しながら調整を進める。(H29.12月目途)	・少数専門職種については、人材確保策を検討の上実施する。 ・県内他圏域との業務水準に差異が生じないよう県市間の人事交流も含めて検討。

## 2 検討スケジュール

事項	区分	これまでの調整状況	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
事務引継 (公文書・簿冊)	共通	・事務引継要領の作成 ・各事務毎に事務マニュアル等を提供。 ・検査立会、訓練、会議等への参加等による現場対応の実務研修を実施	・(県)H28→29年度 事務引継書作成(市へ提供) ・実務訓練等と併せて事務引継(研修)を継続実施	・(県)簿冊等引継要領・方法 等の整理検討、市との調整 ※過年度文書も含む	・(県)簿冊等引継要領・方法 等の整理検討、市との調整 ※過年度文書も含む	・(県)確認事項整理、 合観項目等作成 (県→市)・簿冊引継ぎ、 事務引継書交付
予算編成・ 費用負担等	共通	・他県等からの情報収集 ・素案作成	・権限移譲交付金・事務委託 料に係る方針検討 ・費用負担検討・調整	・費用負担確認	・H30年度当初要求内容検討 ・予算要求	・予算要求 ・予算立案
例規等の整備 (附屬機関の整備 (審議会・審査会等))	共通	・移設項目整理	・特例条例移譲項目確定 基準等の揃り合わせ	・例規審査 ・規則案作成	・市民政策メドハ(条例) 規則案作成	・例規審査会 ・議会提案・議案審議 規則案審査 規則制定・改正～施行
施設・備品等 (暫定施設改修等)	市 共通	・整備を要する条例・規則リスト作成 ・先進市からの情報収集	・県・市共同執行等の検討調 整	・例規審査	・(市)審議会等の設置	・規則制定・改正～施行
電算システム	市 共通	・整備方針の検討 ・H29整備経費の予算議案提案予 定 ・県から市への譲渡備品等の予定 リスト作成	・整備方針の検討 ・H29整備経費の予算議案提案予 定 ・県から市への譲渡備品等の予定 リスト作成	・導入経費の費用負担検討 ⇒H29.6月補正予算要求	・システム開発・構築・整備 ⇒契約手続	・移行後の執務場所の改修完了・配線等の執務環境整備完了 ・設備・備品等の移設
・危機管理対応	共通	・移管後のシステム導入可否検討 ・データ移管等の時期・媒体等調整 ・導入システム(案)決定。	・導入システム(案)決定。	・システム開発・構築・整備 ⇒契約手續	・システム開発・構築・整備 ⇒契約手續	・試験運用(操作研修) ～本格稼働
・住民サービス維持	共通	・取組方針検討・調整協議	・計画・マニュアル案の作成 ・関連計画・関係団体等との 調整	・システム開発・構築・整備 ⇒契約手續	・計画・マニュアル策定・改定 (県市4町)図上訓練等の実施	・連携協約・委託協約の作 成(関係先の調整を含む) (県市)連携協約・委託規約等 の議案提案 H30 県相談体制決定⇒周知

# 鳥取県版図柄入りナンバープレートの導入について

平成29年2月23日  
地域振興課

地域の一体感の醸成、鳥取県の地域資源を活用したイメージアップのため、平成30年10月以降の鳥取県版図柄入りナンバープレートの導入に向けた準備を進めていますので、以下のとおり報告します。

## 1 地方版図柄入りナンバープレート制度の概要等

自動車のナンバープレートの利活用のため、国土交通省において図柄入りナンバープレート制度を導入することとなり、ラグビーワールドカップ仕様がH29年4月から、東京オリ・パラ仕様がH29年10月頃から、地方版がH30年10月頃から交付開始となる見込み。

地域名表示



ラグビーワールドカップ仕様

東京オリ・パラ仕様 (イメージ)

地方版 (イメージ)

### (1) 交付単位及び提案主体

- ・地域名表示（全国で116種類）が単位となる。
- ・導入するかどうかは自治体の任意。導入する場合は、地域名表示に含まれる自治体が国土交通省に図柄を提案する必要がある。※県が提案する場合、県内全市町村の同意が必要。

### (2) 図柄の内容等

- ・プレートの形、サイズ、文字等は変えず、下地に絵を描くもの。  
※番号の視認性の確保など、図柄の内容には一定の制約あり。
- ・図柄は2種類（寄付金あり1種類・寄付金なし1種類）

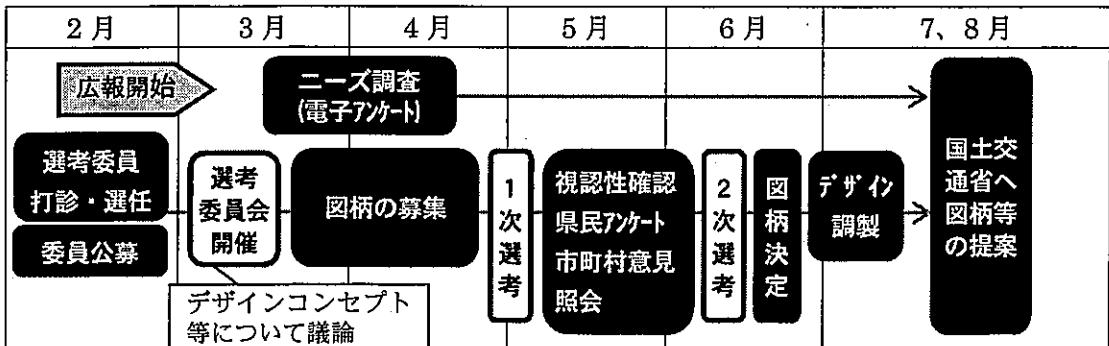
### (3) 寄付金

- ・図柄入りナンバープレートの交付の際に自動車使用者から寄付金を受領することが可能。
- ・受領した寄付金は、その地域の自動車交通サービス改善、地域振興等に充当される。  
※想定される事業の例：公共交通機関利用促進、カーシェアリング支援、交通安全の推進 等

## 2 今後の対応

- ・地域の一体感の醸成、地域資源の再認識、鳥取県のイメージアップ、寄付金を活用した地域振興のため、鳥取県版図柄入りナンバープレートの導入に向けた提案の準備を行う。
- ・全市町村の同意を得た上で、県から国土交通省に図柄の提案を行う。  
※市町村事前同意済み。
- ・まず、選考委員会を設置することとし、その中で図柄の募集内容や選考方法等を議論した上で、デザイン案を広く募集し、選考委員会で図柄の案を選考していく。
- ・選考委員のうち1名は、公募委員とし、現在募集中（2/13～2/27）。他の委員は、調整中。

## 3 想定スケジュール



## マカオ・セミナーの開催について

平成29年2月23日  
交 通 政 策 課

米子香港国際定期便の安定運航に向け、山陰から香港便を利用した観光旅行や教育旅行などを促進するため、香港便を利用して行くことのできる世界的観光地「マカオ」の魅力を地元旅行会社、学校関係者等に紹介するセミナーを下記のとおり開催します。

### 記

1 日 時：2月28日（火）午後2時～午後4時45分

2 会 場：米子全日空ホテル

3 主 催：マカオ観光局・鳥取県（協力：香港航空）

4 説明者：マカオ観光局 日本代表 榊原 史博 氏 ほか

### 5 内 容：

#### （1）第1部

- ・マカオの歴史的背景や現状、日本との関わり
- ・マカオへの教育旅行を通じたグローバル人材育成について

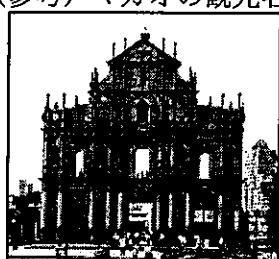
#### （2）第2部

- ・マカオの観光素材や最新情報の紹介
- ・香港航空の就航路線や機内サービスの紹介

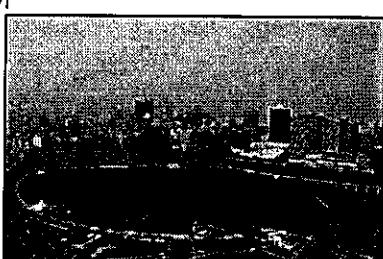
### 6 参加者

鳥取・島根等の旅行会社、高等学校等の教職員、行政機関、メディア など

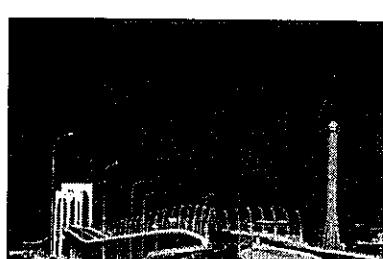
#### （参考）マカオの観光名所



※聖ポール天主堂跡



※マカオ全景



※マカオ・タワー

# 鳥取県東部地域公共交通網形成計画の策定について

平成29年2月23日  
交通政策課

県東部地域（1市4町）の公共交通ネットワークを再構築するため、県、市町村、交通事業者、利用者代表等で構成する鳥取県東部地域公共交通活性化協議会で検討を進めている「鳥取県東部地域公共交通網形成計画」策定に向け、2月24日からパブリックコメントを実施します。

## 1 検討組織

鳥取県東部地域公共交通活性化協議会（会長：県地域振興部長）

（構成員：県、市町村、交通事業者、学識経験者、利用者代表、公共交通関係団体、国、公安委員会）

## 2 これまでの取組

- H28. 4月 鳥取県東部地域公共交通活性化協議会設置  
～7月 公共交通の現状や移動実態調査、住民アンケート調査等  
9月 調査結果取りまとめ  
～12月 調査結果分析、課題抽出、基本方針検討（ワーキンググループ開催）  
H29. 2月 鳥取県東部地域公共交通網形成計画（素案）取りまとめ

## 3 鳥取県東部地域公共交通網形成計画（素案）の骨子

### （1）趣旨

鳥取県東部地域の中心都市である鳥取市と4町の地域拠点との間の移動利便性と、居住エリアから市町の地域拠点への移動利便性を向上させることにより、持続可能な公共交通体系を構築し、いつまでも住み続けられる地域を目指す。

### （2）計画策定にあたっての主な観点

- ・アンケート調査で、公共交通が利用できる環境にあっても利便性の高さから自家用車を選択してしまう人が多いことが判明したことから、自動車に過度に依存した生活からの転換を図るために、公共交通利用への意識付け・動機付け、高齢者に対する公共交通利用の重点的な働きかけ等の意識転換を柱の一つとする。
- ・公共交通の利用が不便な地域が存在することから、通勤、通学、通院、買い物等の住民の需要やニーズを踏まえた運行ダイヤとするため、運行時刻や異種の交通機関の接続を調整するとともに、利用者の立場に立ったバス・タクシーサービスの提供等による地域の特性に応じた移動手段の確保を柱の一つとする。
- ・公共交通による住民の生活の質の向上を図るため、既存の公共交通を活用した見守りサービス、買い物支援などの生活支援サービスの導入の検討を柱の一つとする。

### （3）計画の構成

項目	内 容
第1 計画の策定にあたって	(1) 計画策定の背景 (2) 策定主体 (3) 計画の区域 (4) 計画の期間 (5) 国の施策との関係
第2 地域の概況	(1) 位置・地勢 (2) 人口・世帯数の推移 (3) 移動の目的地となる施設の分布 (4) 移動の目的地等が集積する鳥取市中心市街地の状況 (5) 観光資源の立地と来訪状況 (6) 住民の移動実態と交通手段 (7) 鳥取県及び関係市町のまちづくりの方向性
第3 地域公共交通の状況	(1) 公共交通ネットワーク (2) 鉄道 (3) 路線バス、コミュニティバス・乗合タクシー等 (4) その他の交通手段 (5) 移動手段確保のための支援策等
第4 公共交通に対するニーズ	(1) 実施した調査の概要 (2) 自動車と運転免許の保有状況及び駅・バス停までの距離

	(3) 日常生活における移動実態と公共交通の利用状況 (4) 公共交通の利用状況・バスサービスの満足度 (5) サービスの改善点・公費負担についての考え方 (6) 若桜鉄道についての意識・満足度等 (7) 自治体の関係部局が認識しているサービスの改善要望等
第5 課題の整理と計画の基本方針・目標等	(1) 公共交通の現状・問題点と課題の整理 (2) 地域の将来像と計画の基本方針 (3) 公共交通ネットワークの将来イメージ (4) 施策の体系（計画の目標と事業内容）
第6 目標達成のために実施する事業及びその実施主体	(1) 自家用車に過度に依存した生活からの転換【目標1】 ①公共交通利用の意識付け・動機付け ②高齢者に対する公共交通利用の重点的な働きかけ  (2) 公共交通の利用促進【目標2】 ①公共交通の実態やサービス内容等の周知 ②交通事業者相互間や医療・商業施設等との連携による利用促進  (3) 幹線の機能向上【目標3】 ①市町村間バス路線（幹線）の機能向上 ②若桜鉄道（幹線）の輸送改善  (4) 地域特性に応じた移動手段の確保【目標4】 ①住民の需要やニーズを踏まえた効率的なバスサービスの提供 ②タクシー等を活用したドアツードア型サービスの提供  (5) 生活の質の向上を支える交通まちづくりの推進【目標5】 ①公共交通を活用した生活支援サービスの展開 ②まちづくりと連携した公共交通の利便性向上  (6) 観光交通としての利便性向上と情報発信【目標6】 ①観光二次交通の充実 ②観光客に対する情報発信  (7) 乗り継ぎや待合環境の改善【目標7】 ①交通結節点における乗り継ぎの改善 ②駅やバス停等の利用環境の改善  (8) 安全・安心な公共交通利用環境の実現【目標8】 ①円滑な移動のための環境整備 ②接遇やマナーの向上  (9) 取組を推進していくための体制づくり【目標9】 ①公共交通に関する議論や活動の場づくり ②公共交通サービス従事者の確保・育成 ③若桜鉄道の持続可能な事業スキームによる再構築  (10) 効率的な公共交通体系を維持していくための基盤づくり【目標10】 ①公共交通の利用実態の定期的・定量的な把握 ②公共交通の運行見直し基準の作成・運用  (11) 事業実施スケジュール
第7 計画の達成状況の評価	(1) 計画の推進体制 (2) 評価・検証

#### 4 今後の予定

- H29. 2月24日 パブリックコメント実施（～3月15日）  
 3月末 鳥取県東部地域公共交通網形成計画策定  
 4月以降 鳥取県東部地域公共交通再編実施計画検討開始  
 H30. 3月末 鳥取県東部地域公共交通再編実施計画策定  
 4月以降 計画に定める各事業を実施

※可能な取組はH29年中から実施していく

# 香港城市大学専上学院と県との連携協力に関する覚書の締結について

平成29年2月23日  
教育・学術振興課

## 1 覚書調印式の概要

- (1) 日 時 2月16日(木) 午後2時15分～2時45分
- (2) 場 所 香港城市大学専上学院(香港九龍達之路)
- (3) 調印者 謝聰(ジェ・チョン)香港城市大学専上学院語文及傳意学部長  
岡崎隆司(おかざき・たかし)鳥取県地域振興部長
- (4) 次 第 開会、謝学部長あいさつ、岡崎部長あいさつ、覚書調印、記念品交換、記念写真撮影、閉会
- (5) 当日の状況

### <謝学部長あいさつ要旨>

- 鳥取県は昨年9月の米子香港便の就航を契機として教育、文化等交流に尽力されていると聞いている。
- そして、鳥取県と香港城市大学専上学院とが、本日の教育交流の取組に対する連携協力の覚書締結の運びとなった。
- これを機に香港城市大学専上学院としても力強く協力していきたい。中でも教育上の交流を楽しみにしている。
- この覚書によって、鳥取県と香港の交流が深まっていくことを楽しみにしている。

### <岡崎部長あいさつ要旨>

- 両地域の若者が直接顔を合わせてのコミュニケーションが行える環境整備に向け、本日の覚書で大きな一步を踏み出した。
- 今日からがスタート。中学校・高等学校・大学の若者がお互いの文化や歴史を、英語を共通の言語として学び、グローバルな人材として育っていくよう協力し合い取り組んでいく。
- そのことによりお互いの地域の発展につながることを希望する。



調印後の記念写真(右から4人目が謝学部長)

## 2 覚書の内容(連携協力項目と想定される取組)

### (1) 学生・教職員の交流

- ・県内高校生徒(10名程度)が香港で行う1週間程度の短期研修プログラム(英語研修・文化体験)の中で、香港城市大学専上学院学生との意見交換、ゲームなどの活動を通じた交流を1日程度実施
- ・香港城市大学専上学院学生による県内高校の香港修学旅行のガイド(1日程度)
- ・香港城市大学専上学院日本語学科学生(10名程度)が鳥取で行う1週間程度の短期研修プログラム(文化体験・観光)の中で、県内高校生徒との意見交換、ゲームなどの活動を通じた交流を1日程度実施

### (2) 共同の教育・研究プロジェクトの推進

- ・短期研修に同行した教員同士の交流を通じ、テーマを協議し実施(例:両地域の文化歴史に関する共同調査)

### (3) 香港城市大学専上学院学生の日本での企業インターンシップの推進

- ・香港城市大学専上学院日本語学科学生(10名程度)が夏休み期間中に県内企業(想定業種:旅館・ホテル業、観光業、社会福祉法人、医療法人、英語教室等)で行う2週間～2ヶ月程度のインターンシップ

### 3 香港の他の高等教育機関との取組状況

現在、香港城市大学専上学院以外の香港の他の高等教育機関とも、県内高校生・短期大学生・大学生との教育交流、県内でのインターンシップの実施などに向けた協議を行っている。

#### 【参考】香港城市大学専上学院の概要

香港城市大学専上学院は、香港城市大学からは独立した部門で主に2年間の副学士課程（日本の短期大学に準ずる）を提供する高等教育機関である。学院は応用科技学部、商学部、言語及びコミュニケーション学部、社会科学部からなり、約6,700人の学生が九龍塘、九龍湾の2つのキャンパスで学んでいる。約150名の教員のうち、98%が修士号、また30%が博士号を有している。

言語及びコミュニケーション学部には、約1,600人の学生と約40名の常勤教員が在籍しており、日本研究課程のほかに、英語、中国語、翻訳・通訳、バイリンガルコミュニケーション、広告、デジタルデザイン、文化研究などの専攻科目が提供されている。

日本研究課程では日本語科目のほかに、日中関係、東アジアのポップカルチャー、日本人の精神、異文化間翻訳などの日本関連科目が勉強できる。またバイリンガルコミュニケーション課程にも日本語と中国語、日本語と英語という専攻があり、そこでも日本語科目を学ぶことができる。現在両課程を合わせ、約320名が日本語を学習している。日本語の教員は常勤5名（うち4名が母語話者）、非常勤数名（学期によって異なる）からなる。

毎年夏には日本での語学文化研修（2～4週間）も行っており、必修ではないものの、1年生の70～80%程度が参加している。



香港城市大學專上學院  
Community College  
of City University

Part of the University of  
Wollongong Australia Network

## 鳥取県と香港城市大学専上学院との連携協力に関する覚書

鳥取県と香港城市大学専上学院と（以下「両者」という。）は、2016年9月就航の米子－香港便を通じて、教育・研究活動の分野で相互に交流し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的に、今後、香港城市大学専上学院と鳥取県内の中学校・高等学校・大学等教育機関が取組みを目指す次の事業の円滑な推進に向けた連携協力に関する覚書を締結する。

### 1 取組みを目指す事業

- (1) 学生・教職員の交流
- (2) 共同の教育・研究プロジェクトの推進
- (3) 香港城市大学専上学院学生の日本での企業インターンシップの推進
- (4) その他必要と認めるもの

2 本覚書は、英語で2部、日本語で2部作成し、両者がそれぞれ1部を保有する。

3 上記交流事項は、関係者が負担可能な費用の範囲内で実施する。

4 本覚書は、両者が署名した日から効力が発生する。

2017年2月16日

岡崎 隆司

鳥取県

鳥取県地域振興部長 岡崎 隆司

香港城市大学専上学院

語文及傳意学部長 謝聰

## 倉吉未来中心大ホールの再開について

平成29年2月23日  
文化政策課

10月21日（金）に発生した鳥取県中部を震源とする地震により被害を受けた倉吉未来中心大ホールの再開について報告します。

### 1 施設の再開見込み

#### （1）大ホール … 3月18日（土）より再開予定

- ・エントランスとアトリウムの間に仮設間仕切壁を設置し、正面玄関をオープンして再開。
- ・併せて、再開セレモニー・記念イベントを開催。

※アトリウム再開までは避難経路の確保が困難なため、1階席（888席）のみの利用。

#### 【概要】

- (1) 日時 3月18日（土）13:00～15:00
- (2) 主催 （公財）鳥取県文化振興財団、鳥取県
- (3) 場所 大ホール
- (4) 内容（案）
  - ・再開セレモニー … 主催者、来賓による幕前でのオープニング
  - ・記念イベント … 太鼓演奏、ゴスペル、ヒップホップダンス

#### （2）全館の再開 … ゴールデンウィーク前後を目指す。

- ・アトリウムは、柱脚の補強工事を進めているが、ゴールデンウィーク前後の完了となる見込み。

### 2 これまでの再開状況

- ・男女共同参画センター「よりん彩」…11/29（火）より元の場所で業務再開済。
- ・鳥取二十世紀梨記念館…12/15（木）より再開済。
- ・倉吉未来中心事務室、練習室、リハーサル室、セミナールーム1～9（3を除く）  
…12/15（木）より再開済。 ※セミナールーム3は工事場所に近接のためアトリウム工事完了後。
- ・小ホール…1/27（金）より再開済

※参考：被災状況【10月補正予算（専決処分）により他の県有施設も含め7億円の復旧予算措置】

- ・アトリウム…高さ40mの屋根を支えるトラスの柱脚・基礎部分、鉄骨部材等が損傷。
- ・エントランスホール…吊り天井約140m<sup>2</sup>が落下。
- ・大ホール…舞台の吊り物機構（幕、照明、音響設備等を上下する装置）が破損。客席の天井（高さ20m）の一部（最も舞台に近い部分）が移動し、変形。
- ・その他…小ホール、梨記念館等その他の部分では壁の仕上げの一部にクラック。空調設備の基礎や吊り材が損傷。外部の歩道、花だんの石貼が随所で破損。



①トラス基礎（柱脚）



②エントランスの吊り天井

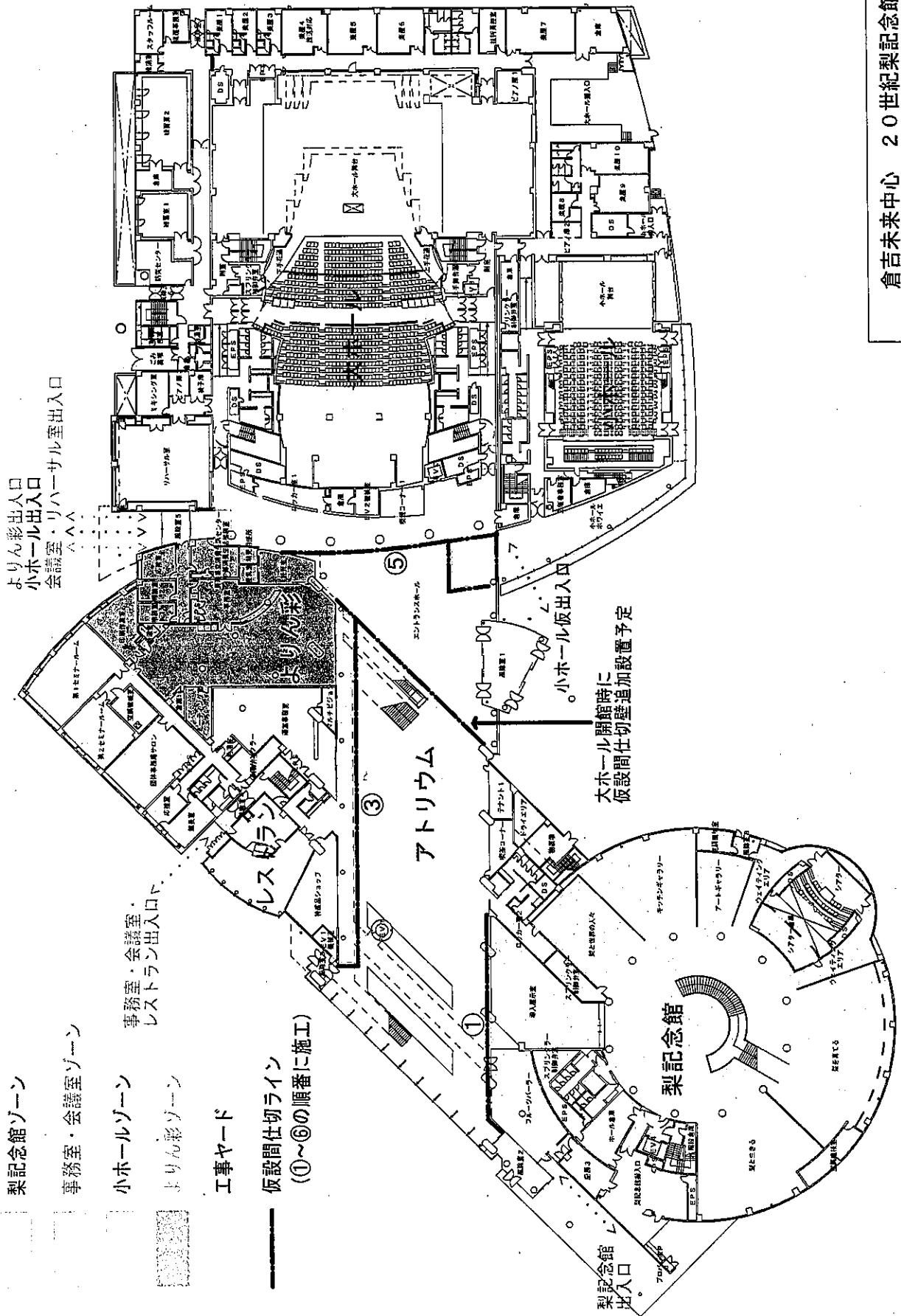


③大ホール舞台機構



④内側仕上げ材

# 倉吉未来中心の一部開館に向けた作業状況（建物関係）



倉吉未来中心 20世紀梨記念館  
1階 全体平面図

## 第72回国民体育大会冬季大会における鳥取県選手団の結果について

平成29年2月23日  
スポーツ課

長野県で開催された第72回国民体育大会冬季大会「ながの銀嶺国体」にスケート・スキーカンパニー競技で49名（選手31名、監督・コーチ6名、本部役員12名）の選手団が参加しました。

### 記

#### 1 大会概要

##### (1) スケート競技

- ① 期　　日：平成29年1月27日（金）から1月31日（火）まで
- ② 会　　場：長野市オリンピック記念アリーナ（エムウェーブ）
- ③ 開催競技：スピードスケート、ショートトラック、フィギュア
- ④ 派遣人数：7名（本部役員4名、監督・トレーナー2名、選手1名）

##### (2) スキー競技

- ① 期　　日：平成29年2月14日（火）から2月17日（金）まで
- ② 会　　場：白馬八方尾根スキー場 他
- ③ 開催競技：ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、コンバインド、クロスカントリー
- ④ 派遣人数：42名（本部役員8名、監督・トレーナー4名、選手30名）

#### 2 入賞者

無し

##### 【昨年の入賞者】

糸乗 克（スキー競技 ジャイアントスラローム成年男子C 5位）

#### 3 総合成績（冬季大会終了時点）

天皇杯順位 34位（得点 30点）

皇后杯順位 26位（得点 10点）

区分	男女総合成績（天皇杯）			女子総合成績（皇后杯）			順位	
	得点			順位	得点			
	参加得点	競技得点	合計得点		参加得点	競技得点		
スケート	10(10)	0(0)	10(10)	31(30)	10(10)	0(0)	10(10)	23(25)
アイスホッケー	10(10)	0(0)	10(10)	12(13)				
スキー	10(10)	0(4)	10(14)	25(17)	10(10)	0(0)	10(10)	16(17)
合 計	30(30)	0(4)	30(34)	34(33)	20(20)	0(0)	20(20)	26(27)

※（ ）内数字は昨年の状況

第72回国民体育大会冬季大会都道府県総合成績一覧表

平成29年2月17日(金) 最終

番号	区分 都道府県名	男女総合成績(天皇杯)					女子総合成績(皇后杯)			
		得点合計	順位	スケート	アイスホッケー	スキー	得点合計	順位	スケート	スキー
1	北海道	420.00	2	182.00	90.00	148.00	140.00	2	83.00	57.00
2	青森	176.00	3	48.00	75.00	53.00	56.00	12	32.00	24.00
3	岩手	175.00	4	102.00	10.00	63.00	85.00	3	65.00	20.00
4	宮城	65.00	20	14.00	35.00	16.00	24.00	22	14.00	10.00
5	秋田	170.00	5	10.00	10.00	150.00	69.00	7	10.00	59.00
6	山形	127.00	11	83.00	10.00	34.00	69.00	7	51.00	18.00
7	福島	56.00	25	33.00	10.00	13.00	34.00	20	21.00	13.00
8	茨城	63.00	21	24.00	25.00	14.00	22.00	24	12.00	10.00
9	栃木	89.00	18	19.00	55.00	15.00	20.00	26	10.00	10.00
10	群馬	94.00	17	57.00	10.00	27.00	44.00	16	34.00	10.00
11	埼玉	131.00	10	52.00	60.00	19.00	48.00	15	29.00	19.00
12	千葉	34.00	31	14.00	10.00	10.00	20.00	26	10.00	10.00
13	東京	138.00	9	93.00	35.00	10.00	64.00	11	54.00	10.00
14	神奈川	156.00	6	101.00	40.00	15.00	50.00	14	40.00	10.00
15	山梨	122.00	12	96.00	10.00	16.00	76.00	5	66.00	10.00
16	新潟	146.00	7	22.00	10.00	114.00	44.00	16	10.00	34.00
17	長野	430.00	1	275.00	25.00	130.00	171.00	1	124.00	47.00
18	富山	67.00	19	17.00	10.00	40.00	13.00	37		13.00
19	石川	46.00	28	10.00	10.00	26.00	21.00	25		21.00
20	福井	58.00	23	10.00	10.00	38.00	16.00	36		16.00
21	静岡	30.00	34	10.00	10.00	10.00	20.00	26	10.00	10.00
22	愛知	101.00	15	81.00	10.00	10.00	65.00	9	55.00	10.00
23	三重	21.00	43		10.00	11.00	10.00	38		10.00
24	岐阜	96.00	16	35.00	10.00	51.00	29.00	21	11.00	18.00
25	滋賀	40.00	30	15.00	15.00	10.00	20.00	26	10.00	10.00
26	京都	53.00	27	31.00	10.00	12.00	37.00	18	25.00	12.00
27	大阪	143.00	8	123.00	10.00	10.00	65.00	9	55.00	10.00
28	兵庫	112.00	14	92.00	10.00	10.00	74.00	6	64.00	10.00
29	奈良	30.00	34	10.00	10.00	10.00	20.00	26	10.00	10.00
30	和歌山	43.00	29	23.00	10.00	10.00	10.00	38		10.00
31	鳥取	30.00	34	10.00	10.00	10.00	20.00	26	10.00	10.00
32	島根	30.00	34	10.00	10.00	10.00	20.00	26	10.00	10.00
33	岡山	54.00	26	34.00	10.00	10.00	23.00	23	13.00	10.00
34	広島	57.00	24	27.00	10.00	20.00	37.00	18	27.00	10.00
35	山口	30.00	34	10.00	10.00	10.00	20.00	26	10.00	10.00
36	香川	33.00	33	13.00	10.00	10.00	20.00	26	10.00	10.00
37	徳島	34.00	31	14.00	10.00	10.00	10.00	38		10.00
38	愛媛	63.00	21	41.00	10.00	12.00	51.00	13	41.00	10.00
39	高知	20.00	44		10.00	10.00	10.00	38		10.00
40	福岡	120.00	13	74.00	15.00	31.00	80.00	4	49.00	31.00
41	佐賀	20.00	44		10.00	10.00	10.00	38		10.00
42	長崎	30.00	34	10.00	10.00	10.00	10.00	38		10.00
43	熊本	30.00	34	10.00	10.00	10.00	20.00	26	10.00	10.00
44	大分	30.00	34	10.00	10.00	10.00	10.00	38		10.00
45	宮崎	30.00	34	10.00	10.00	10.00	10.00	38		10.00
46	鹿児島	20.00	44		10.00	10.00	10.00	38		10.00
47	沖縄	20.00	44		10.00	10.00	10.00	38		10.00